

令和元年(行ウ)第9号

田村市バイオマス発電事業公金支出差止等請求住民訴訟事件

準備書面 (2)

原告 久住秀司 外10名
被告 田村市長 本田仁一

令和2年5月22日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 坂 本 博 之

福島地方裁判所 御中

記

I はじめに

本書面は、原告の主張の整理を行うとともに、被告の令和2年3月16日付第1準備書面及び同日付第2準備書面に対して、認否・反論を行うものである。

II 原告の主張の整理

第1 本件の請求の概要

原告らの本件請求は、被告に対して、第一に、本田仁一及び株式会社田村バイオマスエナジーに対して、平成31年度に株式会社田村バイオマスエナジー(以下「本件会社」という)に対して支出された金11億6312万6040円及びこれに対する平成31年4月15日から支払済まで年5%の割合による金員の損害賠償請求又は不当利得返還請求を提起することを求めるものであり、第二に、令和2年度以降の同会社に対する公金支出の差し止めを求めるものである。

上記損害賠償請求ないし不当利得返還請求を求める理由、及び公金支出差し止めを求める理由は三点である。

即ち、第一に、本件会社が本件バイオマス発電所に取り付けるものとされているHEPAフィルタは、同発電所から発生する煤塵を適切に捕捉する機能を発揮するとは考えられないため、HEPAフィルタに関する本件会社の説明は虚偽であり、一方、田村市は、HEPAフィルタが煤塵除去に的確な効果を発揮し、安全性

を高めるものと判断して本件会社に対して公金を贈与することとしたものであるから、田村市の意思表示は同会社の詐欺に基づく瑕疵ある意思表示であり、且つ錯誤に基づく意思表示であり、詐欺による取消事由が存在すると同時に、要素の錯誤を構成するから、取り消されるべきであると同時に、無効であるということもできる。また、本件バイオマス発電所のバグフィルタが十全な機能を発揮するためにはその上流に設置される減温塔が十分に機能しなければならないところ、本件会社は、その減温塔が十分な機能を発揮するために必要かつ十分な水を確保することができていない。この点に関しても本件会社は虚偽の説明を行ったものと言えるのであり、その虚偽の説明を信じて公金を同会社に贈与する意思表示を行った田村市の意思表示は、同会社の詐欺に基づく瑕疵ある意思表示であり、且つ錯誤に基づく意思表示であり、詐欺による取消事由が存在すると同時に、要素の錯誤を構成するから、取り消されるべきであると同時に、無効であるということもできる(民法96条1項、95条)。

第二に、上記のとおり、本件バイオマス発電所のバグフィルタ及びHEPAフィルタは十分な機能を発揮できないことが明らかであるから、本件焼却炉を稼働させることにより、多量の有害物質が発生し、それが十分に捕捉されることなく周囲に飛散して、周辺住民の生命・健康、平穩生活権等の人格権を侵害する。このように市民の生命・健康等を毀損する施設に公金の支出を行うことは、公序良俗に違反して無効である(民法90条)。

第三に、本件会社に対する補助金支出は、田村市の補助金交付に関する準則に違反しており、正当な理由のない市の財産の流出であるから、公序良俗に違反して無効である(民法90条)。

本件では、HEPAフィルタが十分な性能を発揮することができないという点が主たる争点となるものと思われるので、この点に関して、以下に詳しく説明することとする。

第2 本件バイオマス発電所に設置されたHEPAフィルタは十分な機能を発揮できない

1 本件バイオマス発電所にHEPAフィルタを設置することに関する田村市ないし本件会社の説明

訴状において述べたように、本件バイオマス発電事業は、特に、放射性物質が付着していることが考えられる福島県内から燃料としての木材を集めることとされている上、その燃料を焼却して、その熱エネルギーを用いて発電を行うため、焼却施設から大量の放射性物質が濃縮されたうえで排出されることが

懸念される。

これに対する対策として、本件会社は、「排ガス中に含まれる放射性物質が不検出であることを確認します。国内初となる「バグフィルタ+HEPAフィルタ」の二重対策を講じます」という説明を行っている。そして、本件会社は、その説明を補足するために、設計図と思われる図面も示している(甲11)。

また、原告らの準備書面(1)において述べたところであるが、本件会社の平成30年5月25日における議会説明資料には、「集塵効率の高いバグフィルタの後段に、HEPAフィルタを設置することにより、さらに集塵効率を上昇させ、排ガスを更にクリーンな状態にして大気放出する計画です」(甲11・スライド7)、「さらに今回はバグフィルタ後段に、HEPAフィルタを設置することにより排ガス中のばいじんをほぼ全量捕捉し更にクリーンな状態にして大気放出する計画です」(同スライド8)と説明されており、HEPAフィルタは、バグフィルタによる集塵よりもさらに安全性を高めるものであるという趣旨の説明がなされている。

そして、この点も原告らの準備書面(1)において述べたところであるが、田村市の本件施設に賛成の立場をとる議員においても、HEPAフィルタが安全性確保のための設備であるという理解が一般的であった(甲24)し、田村市の商工課においても、本田仁一市長においても、HEPAフィルタは、安全対策の一環であるという理解がなされており、議員や、ひいては市民に対しても、そのような説明を行っていたものである(甲26・13p、甲27)。

このように、本件会社は、本件バイオマス発電所の排ガスから排出される放射性物質に対して、高度の安全性を確保するために設置するものであるという説明を行っていたものであり、田村市の本田仁一市長や職員らもまた、そのことを信じていたものである。

なお、被告代理人も、令和2年3月24日に行われた第3回口頭弁論期日において、原告ら代理人からの、「『安心のため』というのがよく分からないが、結局、HEPAフィルタは、あってもなくてもいいものなのか、安全対策に役に立つものなのか」という質問に対して、「あってもなくてもいいものだとは考えていない」旨答弁をした。詰まるところ、HEPAフィルタは、本件バイオマス発電所から排出される放射性物質を高度に捕捉して排出抑制することを目的として設置される設備であるというのが、被告の理解であることが明確になった。そして、被告がこのような理解をしているのは、取りも直さず、本件会社がそのような説明を行っているからに他ならない。

2 本件バイオマス発電所に設置されるHEPAフィルタは、本件会社の計画に鑑み

れば役に立たない代物である

しかし、本件会社の計画を見ると、本件バイオマス発電所に設置されるHEPAフィルタは、役に立たない代物であり、本件バイオマス発電所から排出される放射性物質を高度に捕捉すること、排出を高度に抑制することなど、到底出来はしないものである。その理由は、①HEPAフィルタが目詰まりするとその都度停止してフィルタ・エレメントを交換する必要があるが、本件バイオマス発電所では、HEPAフィルタ系統の二重化の考慮は見られない(甲11)、②目詰まりを防止するために、HEPAフィルタの上流部にプレフィルタを設置することが一般的であるが、本件HEPAフィルタにはそのような配慮はなされていない、③HEPAフィルタは目詰まりに応じて交換を必要とするところ、そのためには、交換用の飛散防止建屋や作業足場などが必要となるが、本件HEPAフィルタには、このような設備要件に関する配慮は全くうかがわれない(甲11)、④本件HEPAフィルタは、多数個(被告の主張によると6列5段の組み合わせである)の並列設置となるようであるが、このような設置の仕方をする場合、HEPAフィルタユニットをバンクに接合するシール部分が多くなるが、HEPAフィルタは、 μm 単位の粒子を捉えることを目的としているので、シール部分もまたこのような高度の性能を維持しなければならないところ、本件バイオマス発電所のHEPAフィルタに、そのような設計上の配慮があるとは認められない(甲11)、⑤本件HEPAフィルタの上流にブロワがあって、フィルタ内が正圧になるが(甲11)、このような設計では、放射性物質を含んだ排ガスが漏えいする恐れがある、⑥本件会社は、本件バイオマス発電所の排ガス基準を $30\text{Bq}/\text{m}^3$ としているが、これだと一般のゴミ焼却炉の基準と全く同じであり、本件HEPAフィルタが機能していなくても覚知することができない(実際に、本件会社からの説明では、排ガス中の放射能およびばいじんの測定方法、測定頻度は全く示されていない。従って、本件会社は、このような測定を行うと称するだけで、実はそのような測定を行う意思がないことを物語っている)、⑦実際に本件施設の設備投資に使用された費用の内訳をみると、HEPAフィルタの設置に対して使用された部分が見当たらないのであり、実効性のあるHEPAフィルタを設置しようという意思があるとは思われない(甲16)、というものである。

以下に、HEPAフィルタに本来備わっているべき性状と、本件HEPAフィルタの上記7点の問題点について述べる。

3 HEPAフィルタに本来備わっているべき性能について

(1) HEPAフィルタとは

HEPAフィルタとは、High Efficiency Particulate Air Filter のことであり、第2次世界大戦中に米国で放射性粉じん用エアフィルタとして考案されたものであるが、1960年代中頃より原子力以外の用途として電子工業、精密機械、医学、薬学など(クリーンルーム)への利用が急速に増加した(甲33・1p)。

(2) HEPAフィルタの性能

HEPAフィルタの性能は、「JIS(日本工業規格) Z 4812」(放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ)で、以下のように定められている(甲35)。

ア 粒径 $0.15\mu\text{m}$ の粒子に対し99.97%以上の捕集効率を有すること。

イ 定格風量において初期最大通気抵抗は $25\text{mmH}_2\text{O}$ 以下であること。

ウ 圧損が $250\text{mmH}_2\text{O}$ になるまで流量を上げ、フィルタユニットに破損および変形のないことを確認した後、捕集効率試験を実施し、初期の性能を有すること。

HEPAフィルタユニットは、製造段階(工場)で全品の性能試験を実施するが、製品が高性能であるため運搬中や設置時に損傷を受けたり、バンク(HEPAフィルタユニットを収納する装置)に欠陥があったりすれば、高い捕集効率は発揮できない。このためHEPAフィルタ装置はその設置後、装置全体として性能を保証できるような設計、施工が求められる。またそれを現場で試験することが重要になる。このため、先に挙げた「JIS Z 4812」においても、付属書「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタの現場試験方法」として詳細な方法が規定されている。

また現場試験は、装置立ち上げ時だけでなく、定期的な点検時や故障対応後などにも随時実施すべきことも記述されている。

従って、HEPAフィルタについては、設備設計段階において、長期間安定に上記性能が発揮できるよう配慮することはもちろんのこと、随時行われる現場試験を配慮した装置の設計が求められる(以上甲33・2～3p)。

また、HEPAフィルタは、バグフィルタに比較して集塵性能が高く(集塵漏れが少なく)、粒径が $0.1\sim 0.2\mu\text{m}$ の領域では、粒子透過率はバグフィルタの約1000倍程度となっている(甲33・3～4p)。

(3) HEPAフィルタを採用するにあたっての課題

上記のように、HEPAフィルタは、バグフィルタに比べ粒子の透過率が低く(粒子捕捉率が高い)高性能のフィルタであるといえるが、そのフィルタ特性から生ずる制約がある。それは、詰まるところ、捕捉した煤塵のために、非

常に短期間に目詰まりをしてしまうということである。

環境省対策地域内廃棄物処理チームが福島原発事故後の放射能汚染廃棄物を仮設焼却炉で焼却するにあたり調査した報告書によれば、「HEPAフィルターは、焼却能力が5トン/日程度の原子力発電所焼却設備への適用事例はあるものの、焼却能力が数十トン/日程度の大きな一般的焼却炉等では適用事例はない」とされている。このように大形の焼却設備にHEPAフィルタが採用されていなかった理由は、目詰まりに対して、①バグフィルタのような逆洗による差圧回復処置が構造上困難である（「差圧」とはフィルタの上流側と下流側との圧力の差であり、フィルタが目詰まりすると上流側の圧力が高くなる。フィルタが目詰まりして差圧が高くなった状態から差圧を元の状態に戻すことが差圧回復である）、②煤塵流入時の差圧上昇速度がバグフィルタに比べ急速に大きくなると考えられる、ということから、「運転制御面や構造面での制約が大きくなると考えられる」からである、とされている。②の「煤塵流入時の差圧上昇速度が急速に増大する」という意味は、フィルタのばいじん捕捉容量がバグフィルタなどに比べ少ないため、ばいじんによるフィルタの目詰まり寿命が短く、短時間でフィルタ交換が必要になったり、HEPAフィルタ装置を巨大なものにしたりする必要が出てくるということである（甲33・4～5p）。

バグフィルタの場合は、上記のとおり、逆洗機能というのがある。逆洗機能とは、フィルタろ布面が目詰まり状態になった場合にろ布面後方から圧縮空気などでろ布表面のばいじんを払い落とし、ろ布面の目詰まりを解消する操作のことである。この操作は「払落とし」とも呼ばれる。HEPAフィルタでは、装置の構造上、この逆洗機能が付けられないため、目詰まり状態になった場合（寿命が来た場合ということになる）は、HEPAフィルタユニットごと交換が必要となる（甲33・5～6p）。

また、HEPAフィルタの目詰まりを防ぎ、寿命を持たせるために極めて重要な設備がプレフィルタである。ここで参考となるのは、米国エネルギー省発行の「核排気洗浄ハンドブック」(Nuclear Air Cleaning Handbook：略称NACH)である。この資料は、放射性物質を含む排気ガスの処理のためのHEPAフィルタの仕様や製造、品質管理、装置設計、施工、テスト、メンテナンスなどについて網羅的に関係者が参照すべき技術情報が記述されている。このNACHの中で、「HEPAフィルタの負荷容量は、特に粗大粒子や繊維で相対的に低い。高濃度な粉じん、あるいは上述の物質、煙に曝されると急速に目詰まりを起こす。(中略)プレフィルタはHEPAフィルタの寿命を延長し、また少なくとも

ダメージからの保護の手段となる。」「一般的に流入するエアのダスト濃度が20mg/m³を超える場合、プレフィルタを設置すべきであり、ダスト濃度が1grain/ft³ (2.3mg/m³) を超える場合はそれを考慮すべきである。」「HEPAフィルタの寿命は、流入エア中の最も大きな粒子と繊維を選択的に取り除くことができるより効率の低いフィルタを使うこと、できれば延長できる。いくつかの事例においてHEPAフィルタ交換の時期が来る前に複数回のプレフィルタ交換をすることで、HEPAフィルタの寿命は4倍程度にまで延ばすことができる。HEPAフィルタは下記から保護されることが推奨される；(1)2μ以上の粒子、(2)繊維、(3)2.3mg/m³以上の濃度の粒子。」とされ、HEPAフィルタの寿命とプレフィルタ設置の重要性が強調されているのである(甲33・9～10p、甲34の1、2)。

ゴミ焼却炉でのバグフィルタ入口での排ガス中の煤塵は2g/m³程度であるとされており、バグフィルタの集塵率が99.9%であるとしても、その1/1000のレベルには容易に達するし、バグフィルタの払落し操作時や一部のろ布の脱落、破れなどの異常時などには、バグフィルタ出口(HEPA入口)において、その1/1000レベルである2.3mg/m³には容易に到達すると推定することができる。従って、バグフィルタがプレフィルタの代替として機能するという期待はできない。バグフィルタ下流側であっても当然プレフィルタの設置は必要であると考えべきである(甲33・10p)。

そして、このようにHEPAフィルタは短期間で目詰まり状態となって交換が必要となるが、フィルタユニットごとの交換が必要となり、フィルタユニットの交換のためには、人がフィルタの設備の中に入って作業をする必要があり、そのための空間を設けることが必須となる。また、短期間で目詰まりを起こすために、焼却炉の連続運転を行うためには、少なくとも2系統のHEPAフィルタを設ける必要があるのである。

4 本件バイオマス発電所の焼却設備について

本件バイオマス発電所は、福島県内から収集した木を燃料チップとして焼却し、そこで発生した熱を利用して発電タービンを回して発電するというものである。

そして、焼却設備は、流動床炉であり、処理容量は、270t/日(24時間運転)となっている(甲33・6p、乙9・2p[燃料使用量約8.9万トン/年、運転日数330日/年程度、とあるので、8.9万トン÷330日という計算をした])。また、使用燃料は木質チップであり、「自主基準値(100Bq/kg)を設けて厳格に管理します」とされている(乙9・2p)。

即ち、本件焼却設備は、固体燃料を焼却する設備であるという点で基本的な性質は、廃棄物焼却炉と同様である。そして、このような焼却炉では、煤塵(「飛灰」とも言う)の発生が避けられず、この煤塵を捕捉するためにバグフィルタ等のフィルタが設けられるのである。そして、本件焼却設備は、前記環境省対策地域内廃棄物処理チームの報告書に記載されたHEPAフィルタ採用事例の「5トン/日程度」の規模の焼却炉と比較して桁違いに大きな焼却設備であると言える。

また、本件焼却設備は、福島県内の産する木材を利用した木質チップを燃料とすることから、必然的に燃料に放射性物質が付着することを避けられない。そして、焼却過程によって、燃料中の放射性物質は必然的に濃縮される。そのため、この放射性物質が炉外に排出されることを極力抑制することが要請されるものと言わなければならない。

5 本件HEPAフィルタの問題点

(1) 本件HEPAは二重系統となっていない

本件焼却設備では、HEPAフィルタ系統の二重化の考慮は見られない(甲11)。従って、フィルタ・エレメント交換の際には必ず設備全体を停止する必要がある。つまり、電源設備としては連続運転が妨げられる。このことは「24時間/日、330日/年運転」を前提とする設備として致命的欠陥と考えられる。逆に言えば、本件設備においてこのような連続運転の停止を避けようと思えば、HEPAフィルタの機能をはじめから期待せず、HEPAフィルタは単にお飾りとして付けておくだけの存在となる可能性がある。本件計画では、HEPAフィルタの設計条件と運転サイクルがどのような設計条件に基づいているのか明らかではない。従って、HEPAフィルタが期待通りに機能するものとは到底考えられない。

(2) 本件HEPAにはプレフィルタが設置されていない

本件焼却設備には、プレフィルタは設置されていない。本件焼却設備との比較対象として参考となるのは、福島第一原発事故後に、同原発の敷地内に設置された、増設廃棄物処理施設である。この廃棄物処理施設には、HEPAフィルタが採用されているが、ここで採用されたHEPAフィルタには、プレフィルタが設置されている。この処理施設の処理容量は、95トン/日であり、本件施設(270トン/日)の約1/3である。しかもこの処理施設では、フィルタ交換等のため、HEPAフィルタは二重系統となっている(甲33・6～10p)。この施設と比べても、二重化されておらず、プレフィルタもついていない本件施設では、頻繁にHEPAフィルタ交換の必要性が生ずるし、交換が行われる際には、稼働

停止をするか、HEPAフィルタを通さないで燃焼ガスを放出するというを行うことになる。

(3) 本件HEPAフィルタは適切な交換を行うための設備設計がなされていない

上記のとおり、HEPAフィルタは目詰まりに応じて交換を必要とする。

本件会社の説明では、HEPAフィルタ交換はダクト内で行うとしている。放射性物質を含んだ燃料チップを燃料とするため当然排ガス中には放射性物質を含む微粒子が含まれる。こうした排ガスが常時充満するダクト内作業は当然、労働安全衛生法で規制される放射線業務にあたと考えられるから、防塵衣と全面マスクを装着しての作業となる。加えてそのダクト内で、61×61×29cm、15kg/個のHEPAフィルタユニットの点検や交換を行う必要がある。

人が入って点検保守作業を行うタイプのHEPAフィルタについては、その作業面での難しさから、前述のNACHにおいても、作業スペースの確保など設計的配慮について詳しく規定されている。即ち、「フィルタハウジングのレイアウトでもっとも重要なのはメンテナンスのしやすさである。HEPAフィルタのバンクが1台のみの場合もあるが、複数のバンクを持つシステムも多くある。これらシステムのほとんどが少なくとも1台のプレフィルタのバンクを備えている。(中略)そこで、これらの交換に差し支えないように、ハウジングに沿って十分な空間を備えた通路を持たねばならない。ハウジングエリアへフィルタを運び込んだり、持ち出したりするのに手押し車を用いる。これは、人間の安全と放射能汚染の拡散を防止するために有用である。手押し車を用いるには、通路と積み下ろしのスペースを設ける必要がある。そして、新しいフィルタを据え付けたり、交換したりする作業エリアを設けることが望ましい。」ということである(以上、甲33・10～11p、甲34の1、2)。

一方、本件会社の資料(乙1・7p)によれば、ダクト中央部に5段のHEPAフィルタユニットのバンク側面が描かれている。このバンク左側の床面が平面になっている部分がフィルタ上流側のメンテナンススペースである。バンク右側の床平面部が下流側メンテナンススペースである。それぞれの大きさは概略、幅0.9m×奥行4m(上流側)、幅1.3m×奥行4m(下流側)程度である。本件会社のダクト内では人1人が立つのが精いっぱいであり、機材を持ち込んでのテストや点検や交換をするのはほとんど不可能な広さである。また、本件焼却設備のHEPAユニットは、6列5段である。最上部のユニットは床面からおよそ2.4m上方になる。しかし階段や作業架台は設置されていない。HEPAフィルタの交換時に必要な台車や仮置き場、高所作業用の足場などが設置できるスペースはま

まったく不十分である(甲33・11～12p)。

その上、乙1・7pのスライドNo.12の側面図を見ると、HEPAフィルタの上流側と下流側にそれぞれ一つずつ、出入り口が設置されるようであるが、図面で見える限り、人が中腰でやっと入れる程度の大きさであり、メンテナンスのために必要な足場や検査機材はおろかHEPAユニット自身を出し入れすることも十分にできないものと思われる。本件HEPAフィルタは、メンテナンスのための配慮に欠けたものといえることができる。

以上から、本件HEPAフィルタについては、交換のための十分なスペースがないものと言わざるを得ず、実際には目詰まりが起こっても交換などはなされないものであり、単なるお飾りにしかすぎないものとするべきである。

(4) 本件HEPAフィルタは適切な密閉がなされるための適切な設計上の配慮がなされていない

HEPAフィルタは、僅かの隙間も致命的な欠陥になるので、フィルタ・エレメント間の密閉や上流側と下流側の密閉を完璧にしなければならない。ハウジング(部品や装置を納めて支えたり覆ったりする構造物のこと。HEPAフィルタについては、HEPAフィルタを複数個納めてHEPAフィルタを固定して保護するラックのようなものを「バンク」といい、HEPAフィルタユニットを複数個納めたバンクを複数個入れる筐体を「ハウジング」という。ハウジングの中には、人が入って作業をすることができる。HEPAフィルタは、ミクロン単位の粒子を捉えることを目的としているので、HEPAフィルターユニットがいくら性能が良くても、それを納めているハウジングが歪んでいて隙間があったり、振動や温度変化で隙間ができたりすれば、そこから漏れてしまう。そうならないようにしっかりとユニットを支えて、排ガスをフィルタを通して後方へ導く構造体のことである)の製作誤差もきわめて厳しくなる。しかし、説明資料によれば、そのような設計上の配慮があるとは認められない(甲11)。

また、本件会社は、既存のHEPAフィルタユニットを6列5段で組み合わせるという設計をしている。その分、HEPAフィルタユニットをバンクに接合するシール部分は多くなる。このシール部は μm 以下の粒子が漏れないような高度な性能を維持しなければならない。経時的な劣化、温度や振動などの影響のもとでは突発的なシール漏れ故障の潜在リスクが大きいといえる(甲33・12～13p)。そして、バンクは μm 単位の漏れを防ぐために、制作誤差は極めて厳しくする必要があり、また堅牢性やシール部の長期安定性に対して特別な設計上の配慮が必要となるが、そのような配慮がなされているとは認められ

ない。またバンクの意義としてフィルタユニットの交換が必要になった場合、ユニット毎のバンクからの脱着を容易にする構造にすることが考えられるが、そのような配慮が伺えない。そもそもHEPAユニットの脱着を容易にするバンク構造の概念を取り入れているかどうかもはなはだ疑問である。

従って、本件施設に設置されるHEPAフィルタが実質的に機能するものであるとは考えられない。

(5) 本件HEPAフィルタは上流側にブロワが設置されておりダクト内が正圧になっており、排ガスが外に漏れやすい構造である

本件焼却設備では、HEPAフィルタの上流側にブロワが設置されているため、ダクト内は正圧(圧力が大気圧より高い)となる。ダクトやフィルタにおいて亀裂、ピンホールなどが発生した場合に、排ガスが大気中に漏れ出す設計となっているものと評価できる(甲33・8、13p)。

(6) 本件バイオマス発電所の排ガス基準は一般のゴミ焼却炉の基準と同じであり、HEPAフィルタが機能していなくても構わないという設計である

前記3、(2)において述べたように、JISにおいて、HEPAフィルタの性能は「粒径 $0.15\mu\text{m}$ の粒子に対し99.97%以上の捕集効率を有すること」と規定されている。これは、装置に組み込まれた状態でも試験を行い、その性能が保証されなければならないことも既に述べたところである。

本件会社が設置すると説明しているHEPAフィルタについて、装置全体としての性能基準については公開されていないが、基準として公開されているのは、排ガスの放射性物質について、ばいじん量で $0.05\text{g}/\text{m}^3$ 以下、放射性セシウム137が $30\text{Bq}/\text{m}^3$ 以下、放射性セシウム134が $20\text{Bq}/\text{m}^3$ が基準値であるが、自主基準値として検出下限値未満とする、というものである。但し、検出下限値というのは、数値が明記されていない(乙1・8p)。また、本件会社は、「排ガスは、仮設焼却施設等で適用されている監視基準レベルに準拠し且つ「不検出(ND)」とする、というよく分からない説明を行っている(同上)。そのため、本件焼却施設から排出される放射性物質の基準値は、上記基準値とされているものと理解すべきである。そして、放射性セシウム137が $30\text{Bq}/\text{m}^3$ 以下というのは、バグフィルタのみしか設置していない一般のごみ焼却炉等の基準と同一である(甲36・31p)。またばいじん量 $0.05\text{g}/\text{m}^3$ についてもバグフィルタのみの仮設焼却炉で実現している値である($1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下[甲33・12p])。

従って、本件会社が公開している検査基準では、たとえHEPAフィルタが全く機能していなくても検査基準を超えないことになる。このような基準ではH

EPAフィルタを設置してその機能を保証することは全くできない。

また、本件会社からの説明では、排ガス中の放射能およびばいじんの測定方法、測定頻度は全く示されていない。従って、本件会社は、このような測定を行うと称するだけで、実はそのような測定を行う意思がないことを物語っている。

(7) 本件焼却施設の設備投資の内訳をみても、HEPAフィルタ設置に対して使用された部分が見当たらない

実際に本件施設の設備投資に使用された費用の内訳をみると、HEPAフィルタの設置に対して使用された部分が見当たらない(甲16)。従って、本件会社は、市に対する説明とは裏腹に、実際は、HEPAフィルタを設置することなどは行う意思がないものとも考えられる。

6 まとめ

以上のとおり、本件会社の計画を見ると、本件バイオマス発電所に設置されるHEPAフィルタは、役に立たない代物であり、本件バイオマス発電所から排出される放射性物質を高度に捕捉すること、排出を高度に抑制することなど、到底出来はしないものである。

従って、HEPAフィルタによって本件焼却設備から発生する放射性物質を含む煤塵を高度に捕捉するという本件会社の説明は虚偽であると言わざるを得ない。そして、このことを真実と信じて公金から本件会社に対して贈与を行うという田村市の意思表示は詐欺に基づくものであると同時に、要素の錯誤があるものというべきである(民法96条1項、95条)。

III 被告の第1準備書面に対して

第1 同第1に対して

争う。

第2 同第2に対して

1 同1に対して

- (1) 同(1)に対して
知らないし争う。
- (2) 同(2)に対して
知らないし争う。
- (3) 同(3)に対して

不知。

2 同2に対して

第1段落は認める。

第2段落のうち、本件施設が蒸気タービン発電方式を採用した施設であることは認め、その余は不知。

3 同3に対して

(1) 同(1)に対して

第1段落は認める。

第2段落は争う。

本件施設において燃料として用いる木質チップには放射性物質が含まれている。従って、本件施設において用いられる木質チップは放射性物質を含むものとして理解しなければならない。放射性物質を含む燃料を用いるか否かという点と、そのような燃料を用いる業者が原子力事業者であるか否かという点は問題が異なる。被告は、問題のすり替えを行おうとしている。

(2) 同(2)に対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

上記のとおり、本件施設は、放射性物質を含む木質チップを燃料としている。そして、本件施設は、結局、固体燃料を燃焼させる焼却炉であり、そこから発生する放射性物質を含む煤塵の除去が問題となるのであり、大規模な焼却施設にHEPAフィルタを設置した事例は他にはないのであるから、東京電力が設置した増設雑固体廃棄物焼却施設を参照することには十分な合理性がある。

(3) 同(3)に対して

争う。

本件施設は、上記のとおり、詰まるところ、固体燃料を焼却するための焼却炉であり、指定廃棄物の減容化のための焼却施設と基本的な性質は同じである。

4 同4に対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

本件施設は、固体燃料を焼却する施設であり、基本的な性質は廃棄物焼却炉と異なる。

第3 同第3に対して

1 同1に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同アに対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

本件会社は営利企業であるから、経費をできる限り低く抑えようとする。その場合、燃料に係る費用をできる限り安くするため、或いは逆に燃料を受け入れることによって利益を上げるため、廃棄物の受け入れを行うことは十分にあり得ることである。受け入れた物が本当に有償の木質チップなのか、廃棄物なのかを確認することは困難であるし、実際にそれを客観的に確認する手段はない。

また、本件会社が受け入れる木質チップの発生場所を客観的に確認する手段はない。しかも、本件会社は、受け入れる木質チップの全量について、放射性物質がクリアランスレベル以下であることを確認することは行わない。このような場合、検査を行うときだけクリアランスレベル以下の物を用いて誤魔化すということが往々にしてあり得る。

イ 同イに対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

本件会社が予定している焼却灰の放射線量の測定の仕方(被告の主張によるとサンプル測定を行うようであるが、どのような時点でどのようなサンプルの選定をするのか、どのような機器を用いた測定を行うのか等)は不明である。また、放射性物質の放射線量が8000Bq/kgを超えても環境大臣が指定しなければ指定廃棄物とはされないから、指定廃棄物に相当するゴミが一般の産業廃棄物として処理される可能性もあるし、指定廃棄物とされても、受け入れる最終処分場があるかどうか不明であり、受け入れ先がなければ本件施設のサイト内にずっと保管され続けるか、いずれかの場所に不法投棄されることになる。8000Bq/kg以下であっても、各地の最終処分場には自主基準が設けられており(例えば4000Bq/kg以下の物しか受け入れない等)、搬出先を見つけることは容易ではない。このような場合も、上記同様、本件サイト内に保管され続けるか、不法投棄されることになる。

(2) 同(2)に対して

ア 同アに対して

(ア)は特に争わない。

(イ)の第1段落は争う。

(イ)の第2段落は特に争わない。

イ 同イに対して

第1段落は特に争わない。

第2段落は特に争わない。

第3段落は特に争わない。

ウ 同ウに対して

(ア) 同(ア)に対して

第1段落は認める。

第2段落は争う。

第3段落は争う。

被告は、流動床式焼却炉の場合、環境省は飛灰への濃縮率が最大でも16.7%としていると述べているが、これは、環境省が作成した「災害廃棄物の広域処理の推進について(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン)」という資料に基づくものと思われる。この資料(平成24年1月11日改訂版)の11pに、「流動床式の焼却炉であれば、飛灰の発生量は6～7%程度であることから、濃縮率は安全側で6%の場合の16.7倍と仮定」という記載がある(甲37)。この資料から、環境省は、飛灰の発生量から濃縮率を算定していることが分かる。

一方、本件焼却施設の飛灰の発生量について、本件会社は、焼却灰(流動床炉では飛灰の発生量とみられる。実際に、本件会社の資料には、焼却灰を主灰と飛灰に分けた記述が見られない。)の発生量は「1日当たり約2.7t発生」としており(乙9・4p)、1日当たりの焼却量が270tであるところから、本件焼却施設における濃縮率は約100倍ということが出来る。

従って、本件焼却施設では、100Bq/kgの放射性物質であっても、100倍に濃縮されるから、飛灰になると1万Bq/kgとなるのである。

(イ) 同(イ)に対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

上記(ア)のとおり、本件会社が設定した自主基準値は、本件焼却施設で

は安全であるということにはならない。

本件会社が自主基準値(100Bq/kg)を超えた燃料チップを受け入れないという点についての問題は、前記(1)、アにおいて述べたとおりである。

(3) 同(3)に対して

ア 同アに対して

(ア) 同(ア)に対して

第1段落は不知。

第2段落は不知。

被告の主張によると、本件会社は、本件施設で使用する燃料チップは「主に間伐材を使用する」ということであるから、間伐材以外の燃料も使用するということである。間伐材以外にどのような燃料を使用するのかは不明というほかはないし、営利企業の論理からすれば、廃棄物を使用することも大いにあり得ることである。

また、間伐材の発生地についても、結局は書面上だけのことであるから、いくらでも偽装することが可能である。

それから、乙1・5pのスライドNo.8には、燃料チップ受入れ時にBG値(バックグラウンド値)と比較して異常がないことを確認するということが書かれている。これは、空間線量計を用いて燃料とバックグラウンドの線量当量を測定するということである。しかし、このような方法では、100Bq/kgというクリアランスレベル以内になっているかどうかの判断はできない。そして、被告の準備書面にはこのことが書かれていないが、結局この測定は行わないということなのであろうか。

(イ) 同(イ)に対して

争う。

木質チップの放射性物質の放射線量をどのような方法で行うのかは不明であるし、そもそも、本件会社は、サンプル測定しか行わないということであるから、その放射線量測定は凡そ信用性に乏しいものというほかはない。

なお、ここで被告は、「乙9の5頁、スライドNo.8」を証拠として引用しているが、乙9は4ページしかないし、スライドNo.8も存在しない。これは、「乙1の5頁、スライドNo.8」の誤りではないかと思われる。

乙1・5pのスライドNo.9を見ると、本件会社は、トラックで燃料が運ばれてきた時と、燃料を焼却炉に投入する前の2回、試料採取をして線量測

定を行うかのように見える。しかし、詳細は不明であるので、どの時点において、どの場所から、どのような試料採取を行うのか、線量測定にはどの程度の時間を要するのか、どの程度の人員を予定しているのか、明らかにされたい。

(ウ) 同(ウ)に対して
争う。

本件会社は、燃料チップの全量について放射線量測定を行うわけではないのであるから、「自主基準値を上回る木質チップは、その発生地がどこかということに関わりなく使用しない」などと強弁してみても、そもそも「自主基準値」を上回っているかどうか分からない燃料チップでも構わず使用するというのが実態である。

イ 同イに対して
不知。

しかし、燃料チップの放射線量について全量測定をするなどということは通常できるはずはないので、そんなことだろうとは思った。

因みに、受け入れた燃料チップの放射線量の測定について、平成29年12月7日に行われた平成29年田村市議会定例会の席上、本田仁一市長は、白鳥勝彦議員からの質問に対して、「……事業者がチップにした状態でベルトコンベアに乗って焼却炉に入る段階において、入る経過において、検査機を設置をして、100ベクレルを超えるものがあつたらベルトコンベアが止まると。そういうシステムでこのバイオマス発電を行うんだという説明でございます」と述べ、焼却炉に入れる直前に、ベルトコンベアに乗った状態で、全量測定する旨述べていた(甲43)。平成30年2月22日に行われた平成30年田村市議会3月定例会の席上、田村市の白鳥宏産業部長は、木村高雄議員からの質問に対して、「燃料チップの検査体制でございますが、100ベクレルの基準を燃料の受入地点と焼却前のチップの状態を確認するということで、受入時点につきましては、他のチップ工場から直接搬入された場合には、そのチップを検査してチップ工場内にストックするようになりますが、原木で運ばれてきた場合には原木そのものをベクレルで測ることは現在ではできないものでありますので、その場合、トラックがトラックスケールに上がった時点で、今県内の木材流通関係でC P Mという基準を持って木材が流通されておりますので、そのC P Mの段階で受け入れをいたしまして、トラックから降ろして積み上げたものを今度はサンプリング法に基づく調

査によって100ベクレルの確認をするわけでございます」「燃焼前のチップの確認でございますが、これはあくまでも釜に入る前、ベルトコンベアに乗せる前でチップを確認しますので、その時点で100ベクレル、万が一100ベクレル以上であればそのチップを燃料として使わず、他用途、他の用途に使うということで……」と述べており、受入れ時と焼却炉への投入直前の2回、線量測定を行い、後者に関しては全量測定するという内容の発言をしていた(甲44)。ところが、平成31年4月26日に本件会社が行った地域協議会での説明では、サンプル測定をするということのようであり、しかも焼却炉への投入直前におけるベルトコンベア上での全量測定は行わないということのようである(乙1・5p)。被告の第1準備書面7pにおける主張もこれと同様である。このように、燃料チップの線量測定に関する本件会社及び田村市の説明は重大な変遷をしている。従って、本件会社が行うという燃料チップの放射線量測定に関しては、全く信用性がない。

ウ 同ウに対して

第1文は争う。第2文は不知。

本件会社が行う燃料チップの放射線量測定は、上記のとおり、信用性に欠けるものである。また、地域協議会において適宜報告されると言う測定結果についても、「全て自主基準値を下回っています」という内容になるに決まっている。

(4) 同(4)に対して

争う。

2 同2に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同アに対して

争う。

イ 同イに対して

争う。

被告はバグフィルタの説明において環境省の放射性物質汚染廃棄物処理情報サイトの資料に基づいて説明しているようである。しかしながら、本件施設で使用されるHEAPフィルタは、放射性物質を除去することを目的として設置されるのであるから、原発関連施設の情報に基づいて論述することは当然である。原子力関連施設でないからHEPAフィルタ構造、機能について原子力関連設備や基準に基づいて論述することになんら問題はない。

(2) 同(2)に対して

ア 同アに対して

(ア) 同(ア)に対して 争う。

気体又は液体となったセシウムの全量が固体状態になるとは限らない。飽和蒸気圧となるまでの範囲において、セシウムは排ガス中に気体として存在することができるからである。また、微小微粒子となった、或いは微粒子に付着したセシウムはバグフィルタを通過する。微粒子となった、或いは微粒子に付着したセシウムは、気体のままでいるセシウムよりも数桁大きいと推測される(甲39)。

(イ) 同(イ)に対して 争う。

バグフィルタは、粒径 $0.1\mu\text{m}$ 程度の粒子を完全に捕捉することはできない。甲33・4pの図4にも示される通り、粒径が $0.1\sim 0.2\mu\text{m}$ の粒子は、最もフィルタから漏れやすい大きさとなっている。

そもそも、バグフィルタの濾過効果は、確率的なものに過ぎず、粒径の大きな粒子は捕捉される可能性が高く、粒径の小さな粒子は捕捉される可能性が低くなる、というものである。バグフィルタを通過する粒子があるということは、その性質上必然的なものである(甲40)。

そして、バグフィルタは、使用の経過に従い、ろ布面に粒子が付着していくから、捕集能力が変遷していくものであり、常に一定の捕集能力を示すわけではない。

また、バグフィルタは、現実には、フィルタの目詰まり、粉塵漏れ、破損(摩耗)、破損(温度、化学変化で強度劣化)というようなトラブルが頻繁に発生する(甲38・103~104p)。目詰まりは、煤塵の払落しを行ってもなお、発生するものである。また、フィルタが破損していなくても煤塵は漏れるものであり、フィルタが破損すれば、当然のことながら、煤塵は容易に漏れていくことになる。

それから、バグフィルタで煤塵を99.9%とか99.99%という率で捕捉できたとしても、0.1%或いは0.01%は捕捉できずにバグフィルタを通過することになる。国立環境研究所が作成した「放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分」という資料がある。この資料の中に、「99.9%除去率の話に戻りますが、もちろんこの数字は排出ゼロを意味するもので

はありません。例えば、1日100トンのごみを焼却する施設(ストーカー炉を例)では、ばいじんは平均的には3トン程度発生します。仮に、このばいじんの0.1%が除去されずに排出されたとすると、この0.1%分は1日3kgの量になります。例えば年間300日施設が稼働したとすると、900kg、つまり約1トンの量になります。99.99%除去率で0.01%が抜けたとしても、年間100kgのばいじんが排出されることになるのです。これらのばいじんは、後段に設置されている設備にその一部が付着します」と述べられている(甲45・69p)。本件施設に即して述べると、本件施設では、既に述べたように、1日に2.7tの煤塵が発生する。この煤塵のうち、0.1%が除去されなかったとすると、1日に2.7kgの量となる。年間330日施設が稼働したとすると、891kg=0.89tの量となる。0.01%が除去されなかったとしても、年間に89kgの煤塵が排出されることになる。この量がHEPAフィルタに付着することになるのである。

被告の主張は、現実を無視した理念を述べているに過ぎないものである。

(ウ) 同(ウ)に対して

争う。

バグフィルタから先にはきれいになった排ガスだけが流れるなどということはあり得ない。

イ 同イに対して

バグフィルタの構造がここで被告の述べるようなものであることは認め、その余は争う。

既に述べたように、全てのセシウムが固体化するわけではないし、固体化したり煤塵に付着したセシウムのすべてがバグフィルタで捕集されるわけでもない。

ウ 同ウに対して

(ア) 同(ア)に対して

争う。

(イ) 同(イ)に対して

争う。

バグフィルタは、払落し後に捕集性能が落ちることは国立環境研の大迫論文でも示されている(甲47)。

(3) 同(3)に対して

ア 同アに対して

不知。

イ 同イに対して

不知。

ウ 同ウに対して

(ア) 同(ア)に対して

争う。

(イ) 同(イ)に対して

不知。

被告の述べる「熱交換器」というのがどのような装置であり、どのような原理で熱源を奪うのか、本件施設における熱の収支に関する計算がどのようなものであるのか、被告は明らかにすべきである。

(ウ) 同(ウ)に対して

不知。

(4) 同(4)に対して

ア 同アに対して

(ア) 同(ア)に対して

争う。

乙2に示された環境省の調査というのは、どのようなゴミを焼却したのか、焼却炉に入れる前と後とでどのような放射線量の測定を行ったのか、それぞれ全量の測定を行ったのか、それともサンプル測定にしか過ぎなかったのかが明らかではない。バグフィルタの入口濃度と出口濃度を測定したということであり、単位が両方ともBq/m³なので、燃焼ガスの放射線量を測定しているようである。このような測り方をした場合、燃焼ガスそのものの放射線量ではなく、捕捉した粒子の線量を測っているものと思われるが、捕捉の仕方によっては、恣意的な結果を出すことも可能である。

寧ろ、岩手県宮古市における災害廃棄物の焼却に関して、バグフィルタでの捕捉率は80%と判断されるという研究結果、国が福島県鮫川村に設置した農林業系副産物等処理実験事業におけるバグフィルタを用いた仮設焼却炉での放射性セシウムの回収率は75%程度であったという研究結果もある(甲41、42)。

従って、環境省の発表している数値は、ことさらにバグフィルタの安

全性を喧伝するために作られた数値であると考えるのが相当である。

(イ) 同(イ)に対して

不知。

(ウ) 同(ウ)に対して

争う。

原告らの主張は、上記(ア)に述べたとおりである。

イ 同イに対して

(ア) 同(ア)に対して

不知。

(イ) 同(イ)に対して

不知。

乙15に示された事例というのは、具体的な検査内容が明らかにされているものではない。特に排ガス中の放射性セシウム濃度をどのように測定したのかは明らかではなく、資料としての価値がない。最終処分場における放流水の測定値は、埋立を行ってからどの程度の時間が経過した時点で測定を行ったのかも明らかではなく、埋立てられた焼却灰から放流水にセシウムが溶出していくだけの時間が十分に経過しているのか、不明であり、やはり資料としての価値がない。

ウ 同ウに対して

争う。

(5) 同(5)に対して

ア 同アに対して

不知。

被告は、本件施設に排ガス分析計と煤塵濃度計を設置すると述べているが、それぞれ、どのような機器であり、どのようにして排ガスや煤塵の資料を採取して、どのような分析を行うのか、排ガスについてはどのような項目について分析をするのか、明らかにされたい。

イ 同イに対して

不知。

木質チップの測定に関する問題点は、前述したとおりである上、本件会社がここで被告の述べているような稼働停止を行ったり原因究明を行ったりする保証はない。

(6) 同(6)に対して

ア 同アに対して
争う。

イ 同イに対して
争う。

3 同3に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同アに対して
第1段落は不知。
第2段落以下は争う。

イ 同イに対して
第1段落のうち、田村市が事業説明会を複数回実施したことは認め、その
余は争う。

第2段落以下は争う。

田村市が行ったのは、本件施設の安全性を周知したのではなく、根拠のない宣伝を行ったに過ぎないし、納得をしなかったのは住民の一部ではなく、多くの住民であった。

「安心」としてのHEPAフィルタというのは、被告のここでの説明を見ると、なくてもいいものを付けた、というように見えるが、前述したように、被告の主張はそうではないということである。ここでの被告の主張は意味不明というほかはない。

そして、この点が最も重要なことであるが、前述したように、これまで、本件会社も田村市も、HEPAフィルタが「安心」のために設置されるものだという説明を行った事実はない。

また、被告は、バグフィルタを設置して適正に稼働させれば、周辺住民に対する身体的影響は発生しないなどと主張しているが、既に述べたように、現実には、破損、目詰まり等の様々なトラブルが発生する。そして、バグフィルタは、被告が期待するように、現実には、99.9%とか99.99%という集塵効率を發揮してはいないものというべきである。このような場合に、本件会社が設置すると言っているHEPAフィルタが機能しなければ、周辺に大量の放射性物質が拡散されることになり、周辺住民に対する身体的影響が発生するリスクが高まることは避けられない。のみならず、放射能の人体に対する影響は、「閾値なし」であると言われており、低いレベルの汚染であっても、頻度は低くなるかもしれないが、周辺住民に対する身体

的影響を与えるリスクが高まることは避けられないのである。

ウ 同ウに対して

争う。

被告は、原告らが本件施設を原子力関連施設であると主張しているかのように述べているが、原告らはそのような主張は行っていない。原告らが東京電力の設置した焼却炉を比較対象にしたのは、放射性物質を含む燃料を焼却するための焼却施設であり、燃焼ガスに含まれる煤塵を除去するためにバグフィルタやHEPAフィルタが設置されるという点で本件施設と同様の施設だからである。

(2) 同(2)に対して

ア 同アに対して

争う。

バグフィルタによって99.9%以上の放射性セシウムが集塵されるというのは、フィクションに過ぎない。

イ 同イに対して

バグフィルタの後段にHEPAフィルタを設置すれば集塵効率が上昇するという点は認め、その余は争う。

ウ 同ウに対して

争う。

上記のとおり、本件会社は、地域住民に、本件施設の安全性を高めるためにHEPAフィルタを設置するという説明を行って来たものであり、単に不安感を消滅又は減少させるために設置するという説明を行って来たものではない。

(3) 同(3)に対して

争う。

第4 同第4に対して

争う。

原告らは、HEPAフィルタが福島再生加速化交付金事業の交付決定事業の対象となっていることを理由として、被告に対して、公金支出の差し止めを求めたり、損害賠償請求ないし不当利得返還請求をせよと求めたりしているものではない。

原告らは、本件施設がHEPAフィルタを設置することによって高度の安全性を

達成する施設であるという前提に立って田村市が公金から本件会社に対して贈与を行ったものであるところ、その前提が虚偽であるから、被告に対して、公金支出の差し止め及び損害賠償請求ないし不当利得返還請求をせよと求めているものである。

IV 被告の第2準備書面に対して

第1 同第1に対して

1 同1に対して

(1) 同(1)に対して

ここで述べられていることは、被告の第1準備書面6～7pに述べられていることと同じであり、それに対する原告らの認否・反論は、前記Ⅲ、**第3**、1、(3)、ア～ウにおいて述べたとおりである。

(2) 同(2)に対して

ア 同イに対して

(ア) 同(ア)に対して

第1段落は争う。

第2段落は否認する。

前述した通り、バグフィルタによって完全に放射性セシウムが除去されることはあり得ない。もし被告が述べていることが事実であるのならば、HEPAフィルタを付ける意味は全くないのであり、なくてもいいものということにならざるを得ず、被告の基本的な主張と矛盾する。

(イ) 同(イ)に対して

争う。

(3) 同(3)に対して

ア 同イに対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

既に述べたように、本件焼却施設から排出される煤塵は、燃料チップを100倍に濃縮する。従って、燃料チップの放射線量が1Bq/kgであっても、焼却すれば容易にクリアランスレベルになる。

(4) 同(4)に対して

ア 同イに対して

第1段落は、甲21に被告指摘のような記載があることは認め、その余は争

う。

第2段落は争う。

原告らは、被告が、搬入の際にクリアランスレベル以下であれば問題がないかのような主張をしており、放射性物質の濃縮を非常に軽視しているところから、ペレットストーブの例を引いて、それが大きな問題であることを述べたものである。そして、本件施設の場合、燃料チップに含まれる放射性物質が、燃焼によって100倍に濃縮されることは、前述したとおりである。

(5) 同(5)に対して

ア 同イに対して

争う。

本件施設の場合、燃料チップに含まれる放射性物質が、燃焼によって100倍に濃縮されることは、前述したとおりである。

2 同2に対して

(1) 同(1)に対して

争う。

被告は、答弁書において、原告らの主張の裏付けとなっている甲11が模式図に過ぎず、設計図ではないなどと述べたのである。被告は、もしこの主張を維持するのであれば、自らの主張の裏付けとなっている設計図を書証として提出すべきである。逆に、設計図を書証として提出できないのであれば、原告らの主張を認めるべきである。

(2) 同(2)に対して

ア 同イに対して

争う。

3 同3に対して

(1) 同(1)に対して

争う。

被告は、HEPAフィルタの交換について、「年間35日程度の定期点検をおこなうこととしており、……当該定期点検外において必要に応じて行うこととしている」と述べているが、HEPAフィルタの定期点検の具体的な頻度、点検時期、「必要に応じて」とはどのような場合を想定しているのか、明らかにされたい。

また、本件HEPAフィルタは、点検やフィルタの交換を行うための十分なスペースもなく、出入口は、機器を搬入することすら困難であろうと考えられ

る。従って、本件HEPAフィルタにおいて、十分な点検や交換などを行うことは不可能であり、結局、本件HEPAフィルタは役に立たない物であるというべきである。

(2) 同(2)に対して

ア 同ウに対して

(ア) 同(イ)に対して

第1段落は知らないし争う。

第2段落は争う。

被告の第2準備書面の中の、ここの個所の前のアで、HEPAフィルタはバグフィルタに比べ捕捉ばいじんの負荷容量が少ないことについては、被告も認めている。このことから、HEPAフィルタは目詰まりを起こしやすいため、その設置にあたっては特別な配慮が必要となるのである。

そして被告は、ここの箇所で、「バグフィルタによって本件施設の安全性は担保されており、HEPAフィルタが捕捉する煤塵も極めて小さくなる」と述べている。しかし、前記Ⅲ、**第3**、**2**、**(2)**においても述べたところであるが、バグフィルタ装置を使用するユーザのアンケート結果に示されるように、バグフィルタ装置においてはフィルタの脱落、焼損、破れなどのトラブルが頻繁に生じている(甲38)。このようなトラブルが生じると、下流に設置したHEPAフィルタは一気に目詰まりを起こす可能性が高い(甲22・9p。甲33・9p)。

このようなことを防止するために、HEPAフィルタの上流側にプレフィルタを設置することが一般的である。本件施設ではプレフィルタがないため、バグフィルタの故障やその他の外部要因により、突発的にHEPAフィルタが目詰まりを起こす可能性が高い。従って、HEPAフィルタ設備の性能を安定的に発揮しようとするのであれば、当然HEPAフィルタ上流側にプレフィルタを設置する設計上の配慮が求められる。本件会社のHEPAフィルタにこのような設計上の配慮がないのは、そもそもHEPAフィルタの性能を安定的に発揮することを期待していないものと判断せざるを得ない。このことは即ち、住民を騙すために単にお飾りとしてHEPAフィルタを設置したものと断定せざるをえない。

なお、上記のような原告の主張に対し、被告は、第1準備書面2p等において、「木質バイオマス発電施設は原子力関連施設ではない」にも拘わらず、「原告らは異なる施設の安全性基準を持ち出し、それとの比較で本件

施設の危険性を主張している」などと反論している。しかし、住民の「排ガスに含まれる放射能の拡散」という問題意識に対して、本件会社が「HEPAフィルタ設置」を言い出したのであり、この「HEPAフィルタ」が放射能をより確実に効果的に捕捉できる高性能フィルタと期待し理解することは当然である。従って、このHEPAフィルタの規格、基準として「JIS Z 4812」を満たすものとして理解し、また東電増設雑固体焼却設備の内容を参考にすることは当然である。因みに、「JIS Z 4812」は、「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」という表題が付いている。そして、同文書によれば、放射性エアロゾルとは、「空気中に浮遊する固体又は液体の微粒子で放射性核種を含むもの」と定義されている(甲35・本文1p)。正に本件でHEPAフィルタによって除去をする対象とされているのは、放射性セシウムを含む固体又は液体の微粒子であり、放射性エアロゾルに該当する。本件HEPAフィルタは、この放射性エアロゾルに対処する設備として設置されるのであるから、上記「JIS Z 4812」の内容が参考とされるべきである。

なお、被告は、HEPAフィルタが捕捉する煤塵も極めて小さくなる、などと述べているが、具体的にどの程度の量を捕捉することを計画しているのか、明らかにされたい。

イ 同キに対して

(ア) 同(イ)に対して
争う。

被告は、ここでも、東京電力が福島第一原子力発電所のサイト内に設置する増設雑固体廃棄物焼却設備を原子力関連施設であると述べて、本件施設は原子力関連施設ではないから、同列に論じる根拠も必要性もない、などと述べている。

この点も既に前記した通りであるが、原告らが上記施設を比較対象としているのは、両施設ともに、固体燃料を焼却する焼却施設であり、しかも日量95tという廃棄物を焼却する施設であり(本件施設は日量270t)、発生する煤塵の量等も十分に参考にするに値すると考えられるからである。

(3) 同(3)に対して

被告は、原告らの準備書面(1)において、前記NACHに関して説明した箇所について、「いずれも不知」と述べて素通りしようとしている。NACHは、前述したように(本書面Ⅱ、**第2、3、(3)**)、放射性物質を含む排気ガスの処理のた

めのHEPAフィルタの仕様や製造、品質管理、装置設計、施工、テスト、メンテナンスなどについて網羅的に関係者が参照すべき技術情報が記述されている。この文書は、HEPAフィルタを的確な効率を上げるために設置し、且つ安定的に利用するために、非常に有用な資料であり、放射性エアロゾルを効果的に除去するためにHEPAフィルタを使用しようとする者は、基準として参照して然るべきである。また、この資料に述べられている仕様や装置設計、施工、テストなどがなされていないHEPAフィルタ装置は、放射性エアロゾルを除去するための効果を発揮しないものと推定されるものというべきである。

(4) 同(4)に対して

ア 同イに対して

(ア) 同(イ)に対して
争う。

4 同4に対して

(1) 同(2)に対して

ア 同アに対して
不知。

HEPAフィルタの交換については、上記3、(1)において述べたとおりである。

ところで、本件会社のHEPAフィルタは1系統のみであり、フィルタの1箇所、一部分でも異常が発生すれば、ボイラーを止めて発電を停止して修復を行わなければならない設計となっている。発電による利益極大化を求める木質バイオマス発電設備において、フィルタ関連のわずかな機能低下で発電プラント全体を止める設備構造となっていることは、設計的には異常である。一般的にこうしたわずかな機能低下に対してプラント全体への被害を最小化するためには、系統の2重化などで運用を継続するような設計上の配慮をすることは極めて一般的である。このことは原告らの準備書面(1)・4pで明らかにしたところである。

しかるに被告は、「HEPAフィルタは通常の定期点検のタイミングで交換可能であり、問題が起きた場合は運転を停止して安全運転ができることを確認してから再稼働」などと主張する。原告らの主張は、発電による利益を追及する設備としてわずかな機能低下時に発電全体を止めなくて済む系統二重化というプラント設計では極めて当然の設計配慮が欠落していることを

指摘しているにも拘らず、このことに対する正面からの説明になっていない。これは本件会社のHEPAフィルタがお飾りであるため、実際にはHEPAフィルタの機能低下や故障とそれに対する正当な対応を想定しない設備設計になっていると断定せざるを得ない。

尚、被告は、原告らのこうした系統多重化の配慮について、「本件施設が原子力関連施設又はそれに準じる施設であるという前提で行っているようであるが、そもそもの前提において大きな誤りがある」などと主張し、「反論」しているようであるが、これは被告のプラントエンジニアリング、信頼性工学の全くの無知に基づく「反論」である。系統多重化による設備全体の停止の回避の手法は原子力関連施設に特有のものではなく、一般産業プラントにおいてごく一般的に採用される基本的な考え方である。そもそも木質バイオマス発電を含む、利益の極大化を目指す一般産業プラントでは、設備の本体以外の部分での軽微な異常や故障で設備全体を停止させることは致命的な損失である。本件会社も発電による利益を売る私企業であり、それにもかかわらずHEPAフィルタにおいて系統二重化の配慮をしていないことは、そもそもHEPAフィルタにその本来の性能を発揮することを期待していない住民を騙す目的のお飾りの設備であることを自ら立証しているといえる。

イ 同イに対して

争う。

原告らの主張が、本件施設が原子力関連施設又はそれに準じた施設であるという前提で行っているようであるという点については、上記 3、(2)、イにおいて述べたところであり、その他の箇所においても何度か述べたとおりである。

5 同 5 に対して

争う。

HEPAフィルタの交換については、上記 3、(1)において述べたとおりである。

6 同 6 に対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

バグフィルタによって放射性セシウムの99.9%以上が除去されるというのはフィクションである。

また、本件施設でバグフィルタにおける燃焼ガス温度が200℃以下になって

いるというのはその機序も不明であり、それが実現できる施設であるかどうか不明である。

7 同7に対して

(1) 同(1)に対して

第1段落は否認する。

第2段落は争う。

本件施設のHEPAフィルタが住民の安心感に資するために設置されるものであるとの点は、本件会社や田村市長本田仁一らのこれまでの説明と異なっている。

また、原告らが本件施設と東京電力の雑固体廃棄物焼却設備とを比較する理由は、既に述べたとおりである。また、被告はここで、バグフィルタが「適正に稼働していれば、安全性に何ら問題ない」と述べているが、ろ布の破れ、脱落、焼損などの故障が頻繁にあることはユーザのアンケートを見ても明らかである(甲38)。

(2) 同(2)に対して

争う。

被告は、本件施設のHEPAフィルタの具体的なハウジングの内容、長期的な安定的性能を保ち、経時変化による異常を未然に防止するための、JIS等の既存の基準やガイドラインに基づいた設計上の配慮、点検監視方法の詳細について、何ら明らかにしようとせず、ひたすら逃げるための言い訳に終始している。これは、取りも直さず、本件会社がそのような設計上の配慮をしておらず、且つ点検監視を行う意思がないことを示すものと言わねばならない。

ところで、本件施設のHEPAフィルタは、既存のHEPAフィルタユニットを6列5段で組み合わせて構成されるようである。そして、これらのHEPAフィルタユニットは「JIS Z 8122」に適合するものであることを被告自らが主張している(被告の第2準備書面19p)。即ち、本件会社が採用しているのは、後述するように、クリーンルーム等「限定された空間」の空気の清浄度を保つためのものである。これの意味するところは、一般的な粉塵を含む外気を濾過し室内の清浄度を一定以下に保つためのものである。かつ、その目的からしてクリーンルーム内には発塵要素は極めて少ないので、外気取入れと室内空気の循環を合わせて行うため濾過風量は限定的なもので十分である。

しかし、本件施設のHEPAフィルタは、ボイラー焼却炉からの排ガス中の微小粒子を捕捉するためのものであり、その排煙風量は巨大なものとなる。従

って、この風量をカバーするために6列5段合計30ユニットのHEPAフィルタユニットを組み合わせなければならないのである。その分、HEPAフィルタユニット間や、HEPAフィルタユニットをダクト内に保持させる構造体であるバンク及びハウジングに接合するシール部分は多くなる。このシール部は μm 以下の粒子が漏れないような高度な性能を維持しなければならない。経時的な劣化、温度変化や振動などの影響のもとでは突発的なシール漏れ故障の潜在リスクが大きいといえる。このためこうした長大なシール部の性能を長期にわたり安定的に維持するための設計的配慮は極めて重要である。したがってこの点について原告らの準備書面(1)の5pにおいて、「本件施設のHEPAフィルタの具体的なハウジングの内容を明らかにされたい」と求めたところである。

しかるに、被告は、「本件施設は、本来、バグフィルタを設置し、それが適切に稼働していれば安全性になんら問題ないものである」などとして、その詳細を全く明らかにしない。被告は、「HEPAフィルタは、僅かの隙間も致命的欠陥になる」ことは認めている(答弁書8p)にも拘らず、HEPAフィルタユニットのシール部についての詳細を説明しないのは、本件会社のHEPAフィルタが実際はお飾りにすぎず、HEPAフィルタとして本来求められる性能を実現しようとする意志が全くないものと判断せざるをえない。

8 同8に対して

争う。

被告が正式な設計図を証拠として提出する意思がないという点については、前記2、(1)において述べたとおりである。

9 同9に対して

(1) 同(1)に対して

争う。

被告は、説明書や手順書についても、書証として提出する意思はないということであり、その理由として、プラントメーカーとの守秘義務を挙げている。しかし、プラントメーカーとの間で契約を締結した主体は、職員個人ではなく、法人である市であると思われる。従って、法人たる市の社員である原告らに対して、それらの文書を公開しても守秘義務違反とはならないものと思われる。また、市民の安全に関連する資料を市民に提供することよりも、メーカーとの友好関係を優先する田村市ないし田村市長本田仁一の姿勢は、強い非難に値する。

(2) 同(2)に対して

ア 同アに対して

(ア) (イ)に対して
争う。

原木及びチップの受け入れについては、前記Ⅲ、第3、1、(3)において述べたとおり、様々な疑問点がある。

また、燃料チップを焼却した場合に管理基準以下の燃焼灰しか発生しないという点は根拠のない話である。

イ 同イに対して

(ア) (イ)に対して
不知。

(3) 同(3)に対して

原告らが、人が入って点検保守作業を行うタイプのHEPAフィルタについては、人が作業を適確に行うことができるだけの設計上の配慮が必要であると主張したことに対して、被告は「不知」であるという。

このような被告の認否の態度から、寧ろ、本件HEPAフィルタには、人が作業を適確に行えるだけの設計上の配慮はなされていないものと判断される。

(4) 同(4)に対して

争う。

本件施設におけるHEPAフィルタに、メンテナンス作業場の問題がないと主張するのであれば、根拠資料を示して、具体的な反論を行うべきである。それを行わないのであれば、原告らの主張を実質的に争わないものと判断される。

ところで、HEPAフィルタはJIS規格に適合したものを使用したとしても実際の設置後、その機能性能が保証されているかどうかの検証が必要であること、また定期的点検や異常時のユニット交換後などにもその機能性能が維持されているか検査が必要であることは、「JIS Z 4812」で規定されているところであり、そのことは、原告らの準備書面(1)・6pにおいて指摘した。また本件会社は、ダクト内でHEPAフィルタを交換すると説明しているが、ダクト内はきわめて狭くHEPAフィルタの点検や交換が容易にできる設計になっていない(甲22・11p、甲33・11p)。

しかるに、被告は、「本件施設は、そもそもバグフィルタによって放射性セシウムを除去できるという環境省公表データに基づきHEPAフィルタの設置を予定した」などと述べて、正式な設計図の提出の要請を無視し、またフィルタ

交換や点検時の「説明書および手順書は、プラントメーカーとの守秘義務の関係があり、提出の予定はない」として、説明を事実上拒否している。

これらのことから、本件会社のHEPAフィルタは、設置後、定期点検時、異常時対応後などにおいてHEPAフィルタの性能保証を行う意思はなく、実際にはHEPAフィルタは住民と市を騙すためのお飾りの設備であると断定せざるをえない。

10 同10に対して

争う。

被告が正式な設計図を証拠として提出する意思がないという点については、前記2、(1)において述べたとおりである。

11 同11に対して

争う。

12 同12に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同アに対して

被告は、被告の主張が信頼性工学で言うところのフェイルセーフに即していないという原告らの主張に対して、否認ないし争う、などと述べている。

しかし、そのような認否を行うのであれば、被告の主張がどうしてフェイルセーフの考え方に即していると言えるのか、具体的に述べるべきである。

イ 同イに対して

原告らが、フィルタ内が正圧になることの問題点は、特に、長期間の使用で腐食が生じたり、振動、経年劣化によるピンホールや亀裂等の発生時に放射性物質等の有害物質が漏洩する恐れがあることである、という主張を行ったのに対して、被告は、環境省のHPのコピーを書証として(乙2)、「バグフィルタ出口において、……管理基準値を満たしている」などと述べているが、議論が全く噛み合っていない。被告は誠実な認否・反論を行うべきである。それができないのであれば、積極的に争わない旨述べるべきである。

ところで、本件施設では、HEPAフィルタの上流側にブロワが設置されているため、ダクト内は正圧(圧力が大気圧より高い)となるが、これは、経時劣化、温度変動、振動などによりダクトなどで亀裂、ピンホールなどが

発生した場合に排ガスが大気中に漏れ出す設計となっているということである。ブロウをHEPAフィルタの下流側に設置すればダクト内は負圧となり、万が一の亀裂、ピンホール発生などでも排ガスは外に漏れ出さずHEPAフィルタを通過するように設計できる。このような設計上の考え方はフェールセーフと呼ばれる。このことは原告らの準備書面(1)・8pに示した。

これに対して被告は、「被告の主張が、信頼性工学にいうフェールセーフに即していないとする主張について、否認ないし争う」として、その理由として、「バグフィルタ出口において、放射性物質は不検出レベルとなっており、管理基準を満たしている」などと述べている。

この被告の主張は、被告の信頼性工学についての無知を示す驚くべき主張である。仮に、「バグフィルタ出口において管理基準を満たしている」としても、そのこととフェールセーフとは全く無関係な事柄である。フェールセーフは装置やシステムにおいて、その一部において故障、異常、誤りなどが起こった場合に、システム全体として安全側へと導く設計思想のことである。本件の場合でいえば、HEPAフィルタ上流側の排ガスがどのような状態であろうとも、HEPAフィルタに集塵効果を期待するのであれば、万が一の亀裂、ピンホール発生でも排ガスが外に漏れないようにすることが安全側でありフェールセーフの考え方である。これを否認し、理由としてバグフィルタ出口で管理基準を満たしていると主張することは、HEPAフィルタは単にお飾りであり、実際の集塵効果を期待していないことを明らかに示している。

13 同13に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同アに対して

第1段落は争う。

第2段落は否認する。

バグフィルタの問題点は前述したとおりである。HEPAフィルタが安心のために設けられるものであるという点についても、これまで何度も述べた通り、これまでの本件会社や田村市の説明と異なっている。

イ 同イに対して

争う。

原告らの準備書面(1)・9～10pにおいて述べたところであるが、本件会社の説明や田村市の職員や市長の説明は、バグフィルタとHEPAフィルタと併

せて集塵効率を上昇させるとか、さらに安全性を高めるとか、国内最高レベルの安全対策を講ずると述べられているのであり、バグフィルタだけで十分な集塵がなされるとか、バグフィルタによって周辺住民の健康に影響を及ぼさない程度の十分な集塵を行っているというような説明はなされていない。

(2) 同(3)に対して

第1段落は争う。

第2段落は争う。

第3段落は争う。

被告は、HEPAフィルタによる集塵性能を数値化していないということを述べている。この点、本件会社もまた、HEPAフィルタの集塵性能について、数値化していないのかどうか、明らかにされたい。

ところで、後に詳細に述べるが、HEPAフィルタは、工業製品としてJISで明確に位置付けられる規格を有しており、かつそれを実現するための検査方法などについても規定されている。ところが、被告は、「個別の集じん性能を数値化しているものではない」と主張しており、自ら積極的にその保証すべき数値基準を示そうとしていない。このような被告の態度に鑑みれば、本件会社と被告は、JIS規格を満たすHEPAフィルタを設置し維持するつもりは全くなく、住民を騙す目的をもって、虚偽の「HEPAフィルタ設置」を計画したと断定せざるをえない。

14 同14に対して

争う。

バグフィルタに流入する燃焼ガスの冷却に関しては、前記Ⅲ、**第3**、**2**、(3)、ウ、(イ)において述べたとおりである。

15 同15に対して

(1) 同(1)に対して

柱書は争う。

ア 同アに対して

第1段落は、一般論としては認める。

第2段落は争う。

結局、木材のエネルギー利用がカーボンニュートラルだというのは、木材を利用した後に森林を再生させる行為を伴うからである。後者の行為を伴わない単なる木材の利用は、二酸化炭素を増加させるばかりか、生態系

を破壊し、森林の保水力を破壊し、大災害を引き起こす原因ともなるのである。本件会社の本件施設に関する計画は、森林再生を伴うものではないから、カーボンニュートラルとは程遠いものである。

イ 同イに対して

争う。

被告がここで挙げている製材工場の残材や住宅解体材等については、廃棄物とされれば廃棄物焼却炉で焼却されるが、バイオマスエネルギーとされる場合であっても、焼却炉で焼却される。廃棄物として焼却されるのであっても、燃料として焼却されるのであっても、結局焼却されて二酸化炭素や煤塵を発生させることには変わりがなく、どちらにしても循環型社会形成には全く役に立たないやり方である。

ウ 同ウに対して

争う。

木質バイオマスの利用方法として、発電に利用するというのは効率の悪い方法であり、廃棄物焼却の隠れ蓑とされる可能性が高い。

エ 同エに対して

争う。

本件バイオマス発電事業が森林の適切な整備に対して、具体的にどのような計画があるのか不明であり、被告の主張は単に空想を述べているに過ぎない。

オ 同オに対して

争う。

本件事業が田村市にどのような寄与をするのかは具体的な計画はないし、雇用を生むとしても僅かな人数にしか過ぎない。寧ろ、本件施設のような環境に負荷を与える施設を造ることは、良好な自然環境という正の価値を有している田村市に対して、逆にそれを減殺することになり、過疎化に拍車をかけると同時に、集まるのは人ではなくて産業廃棄物だけという結果になる可能性がある。

16 同16に対して

争う。

上記15、(1)においても述べたところであるが、本件事業が森林の適切な整備について、具体的にどのような計画が作られているのか、本件事業が田村市に具体的にどのような寄与をするという計画となっているのか、具体的にどの

程度の雇用を生むことになるのか、被告は具体的に説明するべきである。

17 同17に対して

(1) 同(2)に対して

争う。

本件施設において、熱利用計画が検討されているということならば、その内容を具体的に説明すべきである。

18 同18に対して

(1) 同(2)に対して

ア 同アに対して

第1段落は不知。

第2段落は争う。

被告から提出された本件会社ないし田村市作成の資料(乙1、9)を見ても、本件施設に投入する燃料が間伐材とは書かれていない。寧ろ、乙9・3pのスライドNo.3を見ると、普通に生育している樹木を伐採してチップに加工するような図が書かれている。本件焼却炉は1日に270tの燃料チップを焼却するという計画であり、間伐材を集めただけで成立する事業なのか否か、疑問である。寧ろ、本件事業は、福島県内で放射能汚染のため、住民が避難したため、或いは過疎化のため、手入れが放置された森林を大規模に伐採して燃料とすることや、福島県内で発生する解体廃棄物を燃料として受け入れる可能性が高いものと見るべきである。このようなことから、本件事業が林業の振興に寄与するとは到底考えられない。

被告は、もし本件事業が間伐材だけで成り立つと主張するのであれば、その間伐材をどのように調達する計画なのか、具体的に主張すべきである。

イ 同イに対して

第1段落は特に争わない。

第2段落は争う。

上記アにおいて述べたように、本件施設に投入される燃料は、間伐材に限られず、解体建築物から排出される木材等の廃棄物も受け入れられる可能性が十分にあるものである。

第2 同第2に対して

1 同1に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同イに対して
争う。

上記**第1**、**17**、**(1)**において述べたように、本件施設において、熱利用計画が検討されているということならば、被告は、その内容を具体的に説明すべきである。

(2) 同(2)に対して

ア 同イに対して
争う。

上記**第1**、**18**、**(1)**、アにおいて述べたように、本件施設の燃料として間伐材を用いるということが書かれた資料はない。また、本件事業が間伐材だけを燃料として用いて成立するものであるのかも疑問である。

2 同2に対して

(1) 同(1)に対して

ア 同アに対して
第1段落は不知。
第2段落は不知。

上記のとおり、本件施設の燃料として間伐材を用いるということが書かれた資料はない。また、本件事業が間伐材だけを燃料として用いて成立するものであるのかも疑問である。

また、ここでの被告の主張に対しては、前記**Ⅲ**、**第3**、**1**、**(3)**、ア、(ア)において述べたとおりである。

イ 同イに対して
争う。

ここでの被告の主張に対しては、前記**Ⅲ**、**第3**、**1**、**(3)**、ア、(イ)において述べたとおりである。

ウ 同ウに対して
争う。

ここでの被告の主張に対しては、前記**Ⅲ**、**第3**、**1**、**(3)**、ア、(ウ)において述べたとおりである。

(2) 同(2)に対して

争う。

ここでの被告の主張に対しては、前記**Ⅲ**、**第3**、**1**、**(3)**、イにおいて述べたとおりである。

(3) 同(3)に対して

争う。

ここでの被告の主張に対しては、前記Ⅲ、**第3**、1、(3)、ウにおいて述べたとおりである。

3 同3に対して

不知。

被告のここでの説明によっても、本件会社が、焼却炉の主灰、バグフィルタの飛灰、HEPAフィルタの飛灰のそれぞれについて、別々に放射線量の測定を行うのか、混合した上で測定するのか、保管は別々に行うのか、混合して行うのか、何ら明らかにされていない。

また、被告の主張によると、「自社で用意した測定器に基づき、サンプル測定を行う」ということであるが、何を測定するのか不明であるし、サンプル測定しかないということなので、本件施設において発生した焼却灰の全容は全く分からないということになる。

4 同4に対して

(1) 同(2)に対して

争う。

国立環境研究所等の測定結果等の問題点については、前記Ⅲ、**第3**、2、(2)～(4)等において述べたとおりである。

5 同5に対して

(1) 同(2)に対して

ア～ウは、何れも争う。

ここでの被告の主張に対しては、前記Ⅲ、**第3**、1、(2)、ウにおいて述べたとおりである。

6 同6に対して

(1) 同(2)に対して

争う。

国立環境研究所等の測定結果等の問題点については、前記Ⅲ、**第3**、2、(2)～(4)等において述べたとおりである。

7 同7に対して

(1) 同(2)に対して

ア 同イに対して

(ア) 同(ア)に対して

第1段落は不知。

第2段落は認める。

被告は、ここで、本件会社が設置するHEPAフィルタについて、「JIS Z 8122の規格を満たしたものである」と説明している。ところでJIS Z 8122は「コンタミネーションコントロール用語」と称するクリーンルーム用空調設備の用語集である。そしてその冒頭、「1. 適用範囲」の項で以下のように記述されている(甲46)。

1. 適用範囲 この規格は、コンタミネーションコントロールに関する主な用語及びその定義について定義する。

備考1. コンタミネーションコントロールは、清浄度管理ともいい、限られた空間、および製品などの内部、表面、または周辺について、要求される正常状態を保持するためのあらゆる事柄について計画を立て、組織し、実施することをいう。

なお、放射能の問題は含まない。

ここで、本件会社がHEPAフィルタを設置すると言明するにいたった経緯は、同会社が燃料として福島県内の放射能を含む木質チップを燃料として使うことを言明したため、排ガスからの放射能の拡散を問題視する住民が多く、そのため「国内最高レベルの安全対策」として設置することとしたものである(平成30年9月6日付本田仁一市長の議会答弁[甲27])。

このような経緯から明らかなように、住民の指摘した問題点は一般的な粉塵の拡散ではなく、放射能を含む粉塵の拡散にあることは明らかであり、それに対する安全対策として設置する「HEPAフィルタ」が放射能をより確実に効果的に捕捉できる高性能フィルタと期待し理解することは当然である。

被告が、本件会社が設置するHEPAフィルタが「JIS Z 8122」に基づく主張することは、これこそが、同会社が田村市と住民を騙す目的で「HEPAフィルタ設置」を説明したことを明白に示している。「JIS Z 8122」は、その「適用範囲」の「備考1」に明確に規定されているように、放射能の問題は適用範囲外とされているものである。更に、「備考1」の本文に示されるように、ここで規定されているものは、「限られた空間、および製品などの内部、表面、または周辺」についての「清浄度管理」を規定するものである。つまりはクリーンルーム等の空調設備用のHEPAフィルタであることは明らかである。一方、本件会社が設置するとしているHEPAフィルタは、木

質バイオマス発電施設のボイラー設備からでる排ガス処理が目的である。この排ガスは当該HEPAフィルタ通して煙突から周辺の環境に排出されることになる。煙突から排出される周辺環境が「限られた空間」でないことは明らかである。

上記2点から、被告が、本件会社の設置するHEPAフィルタを、「JIS Z 8122」に基づくものと主張するのであれば、それこそ原告らが主張する虚偽の証拠であると結論付けざるをえない。なぜならば、放射能を含む排ガスの拡散を問題視する住民に対して、放射能とは関係がなく、また煙突からの排ガスという「限られた空間」の清浄度を保つための目的でもないものを「HEPAフィルタ設置」と称しているからである。本件会社ならびに被告が住民の「安全対策」のため「国内最高レベルの」HEPAフィルタ設置と説明するのであれば、それは当然原告らが主張するように、「JIS Z 4812放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」の規格を満たし、その設計施工方法に準拠したものでなければならない。

(イ) 同(イ)に対して
争う。

8 同8に対して

争う。

被告のここでの主張は、HEPAフィルタに関する本件会社の市や市民に対する説明内容と異なる。即ち、本件会社は、バグフィルタによって安全が確保されるとは述べていないのである。

9 同9に対して

争う。

本件会社が設置するHEPAフィルタは、バグフィルタを通過した排ガスを更にクリーンにすることができるという、通常期待される性能を備えていない。従って、本件会社の説明は虚偽である。

第3 同第3に対して

争う。